



日本政策投資銀行との『災害対策業務協力協定』の締結について

株式会社百十四銀行(頭取 綾田 裕次郎)は、株式会社日本政策投資銀行(代表取締役社長 渡辺 一、以下「日本政策投資銀行」という)と「災害対策業務協力協定」を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

本協定は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等(以下、「災害」という)への対応に際し、当行と日本政策投資銀行が相互に協調して取り組むことで地域経済の発展に寄与することを目的とするものです。

当行は、今般の新型コロナウイルス感染症など災害による被害を受けている、または災害対応に資する取組みを行う事業者等に対して、日本政策投資銀行との連携を一層深め、円滑な金融仲介機能の発揮につとめてまいります。

記

1. 業務協力の目的

両行は、地域金融機関と日本政策投資銀行の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、災害対策業務において連携を強化することで相乗効果を発揮し、地域経済の発展に寄与、ひいては、わが国社会全体のレジリエンス(持続可能性)向上に資する金融機能を果たしていくものです。

2. 業務協力の具体的な内容

災害に起因する生産停止や風評被害等の間接被害も含む被害を受け、災害対応への取組みを行う事業者等に対し、次の内容について協調して取り組みます。

- ① 事業者等に対する事業性評価等に基づく円滑な金融機能の発揮
(投資事業有限責任組合の組成等も含みます)
- ② 事業者等に対するコンサルティング機能の発揮

3. 締結日

2020年3月16日(月)

以上